

総務財政委員会 令和4年9月 15・16 日
総務部 資料 12 番
所管 総務課

大田区手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の背景

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請等の手数料を定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する。

2 改正概要

(1) 長期優良住宅維持保全計画による認定制度の創設（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条）

一定の性能を有する既存住宅について、長期優良住宅維持保全計画を作成することで、建築行為を行わない場合（増改築なし）でも認定できる仕組みが創設される。

(2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正（法第 85 条第 5 項と法第 87 条の 3 第 5 項の新設）に伴い、引用条文の変更

(3) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の一部改正（法第 68 条の 69 削除）に伴い、引用条文の変更

3 大田区手数料条例の一部改正について

(1) 長期優良住宅維持保全計画による認定制度の認定手数料を、増改築の認定手数料と同額に定める。

(2) その他規定を整備する。

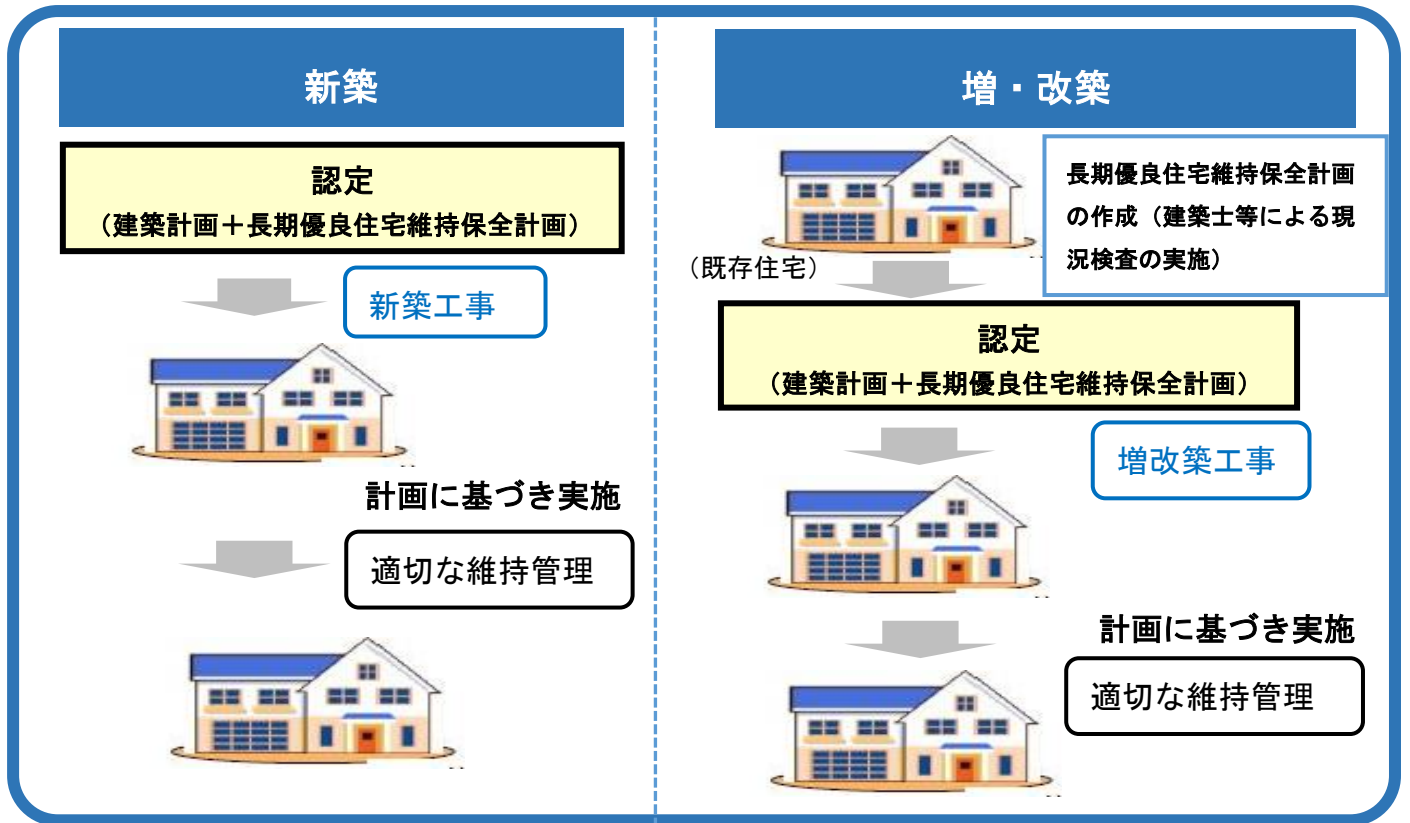
4 施行日

公布の日。ただし、上記 2(1)については令和 4 年 10 月 1 日。

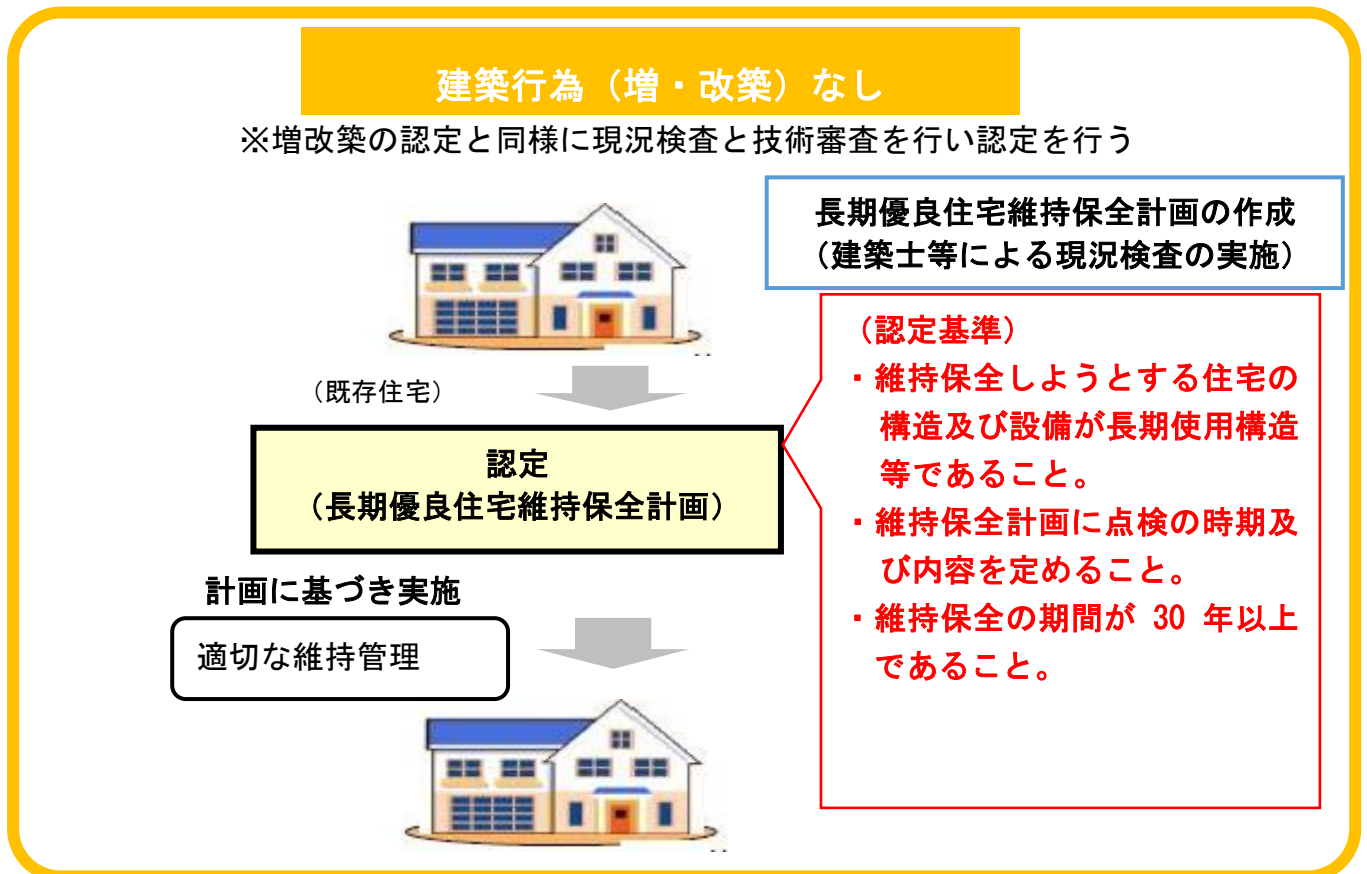
長期優良住宅維持保全計画による認定制度創設

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第5条第6項、第7項)

【従来の認定】



【今回創設する認定対象】(令和4年10月1日施行)



大田区手数料条例（昭和 32 年条例第 24 号）新旧対照表

新				旧			
別表第 1（第 2 条関係）				別表第 1（第 2 条関係）			
101	建築基準法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料 108,000 円	許可申請のとき	101	建築基準法第 85 条第 5 項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料 108,000 円	許可申請のとき
102	建築基準法第 85 条第 7 項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1 年を超えて使用する仮設建築物建築許可申請手数料 195,000 円	許可申請のとき	102	建築基準法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1 年を超えて使用する仮設建築物建築許可申請手数料 195,000 円	許可申請のとき
10632	建築基準法第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請手数料 108,000 円	許可申請のとき	10632	建築基準法第 87 条の 3 第 5 項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請手数料 108,000 円	許可申請のとき
10632	建築基準法第 87 条の 3 第 7 項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の	建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として 1 年を超えて使用する場合の許可申請手数料 195,000 円	許可申請のとき	10632	建築基準法第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の	建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として 1 年を超えて使用する場合の許可申請手数料 195,000 円	許可申請のとき

新				旧			
	許可の申請 に対する審 査				許可の申請 に対する審 査		
1064	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第7号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	<u>長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料</u> 次の（1）から（4）までに掲げる区分に応じ、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは（1）のア又は（2）のアに掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、 <u>若しくは改築しようとするとき又は建築行為を行わないときは（3）のア又は（4）のアに掲げる額</u> ）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について72の項の1から3までに掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに72の項の4に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる	認定申請のとき	1064	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第7号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画_____の認定の申請に対する審査	<u>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</u> 次の（1）から（4）までに掲げる区分に応じ、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは（1）のア又は（2）のアに掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、 <u>又は改築しようとするとき</u> _____は（3）のア又は（4）のアに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について72の項の1から3までに掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに72の項の4に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる	認定申請のとき

新				旧			
		<p>場合においては当該昇降機1基について72の項の6に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 住宅を増築し、<u>若しくは改築しようとする場合又は建築行為を行わない場合</u>において、申請に併せて(1)に規定する書類が提出されたとき</p> <p>ア～ケ (現行のとおり)</p> <p>(4) 住宅を増築し、<u>若しくは改築しようとする場合又は建築行為を行わない場合</u>において、(3)以外るとき</p> <p>ア～ケ (現行のとおり)</p>				<p>場合においては当該昇降機1基について72の項の6に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 住宅を増築し、<u>又は改築しようとする場合</u> _____において、申請に併せて(1)に規定する書類が提出されたとき</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>(4) 住宅を増築し、<u>又は改築しようとする場合</u> _____において、(3)以外るとき</p> <p>ア～ケ (略)</p>	
1065	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画 <u>又は長期優良住宅維持保全計画</u> の変更の認定の申請に対する	<u>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料</u> 当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計)に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合	変更認定申請のとき	1065	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画_____の変更の認定の申請に対する	<u>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u> 当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計)に_____の変更じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合	変更認定申請のとき

新			旧		
審査	<p>においては 106 の 4 の項の(1)又は(2)に掲げる額(当該住宅が一户建ての住宅の場合においては、同項の(1)のア又は(2)のアに掲げる額)、当該計画が住宅を増築し、<u>若しくは改築する際に認定を受けたもの又は建築行為を行わず認定を受けたもの</u>である場合においては同項の(3)又は(4)に掲げる額(当該住宅が一户建ての住宅の場合においては、同項の(3)のア又は(4)のアに掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について72の項の1から3までに掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに72の項の4に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について72の項の6に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)</p>		審査	<p>においては 106 の 4 の項の(1)又は(2)に掲げる額(当該住宅が一户建ての住宅の場合においては、同項の(1)のア又は(2)のアに掲げる額)、当該計画が住宅を増築し、<u>又は改築する際に認定を受けたもの</u> <u>_____</u>である場合においては同項の(3)又は(4)に掲げる額(当該住宅が一户建ての住宅の場合においては、同項の(3)のア又は(4)のアに掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について72の項の1から3までに掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに72の項の4に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について72の項の6に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)</p>	
106	(現行のとおり)	(現行のとおり)	106	(略)	(略)

新				旧			
の 6			と お り)	の 6			
1 6 7	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画 <u>又は長期優良住宅維持保全計画</u> の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画 <u>又は長期優良住宅維持保全計画</u> の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	(現行のとおり)	1 6 7	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画 _____	長期優良住宅建築等計画 _____ の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	(略)
1 6	租税特別措置法(昭和32年法律第28号)第3条第5号イ、同項第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ、同項第7号イ _____	優良宅地造成認定申請手数料 造成宅地の面積に応じ、次に掲げる額 (1)から(8)まで (現行のとおり)	認定申請のとき	1 6	租税特別措置法(昭和32年法律第28号)第3条第5号イ、同項第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ、同項第7号イ、 <u>第68条の69</u>	優良宅地造成認定申請手数料 造成宅地の面積に応じ、次に掲げる額 (1)から(8)まで (略)	認定申請のとき
	_____ 又は租税特別措置法等の一				<u>第3項第5号イ、同項第7号イ</u> 又は租税特別措置法等の一		

新			旧				
	部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号）附則第 20 条第 3 項の規定によりなお従前の例によること若しくは同条第 4 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第 63 条の 2 第 3 項第 3 号イの規定による宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査			一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号）附則第 20 条第 3 項の規定によりなお従前の例によること若しくは同条第 4 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第 63 条の 2 第 3 項第 3 号イの規定による宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査			
117	租税特別措置法第 28 条の 4 第 3 項第 6 号、同項第 7 号ロ、第 31 条の 2 第 2 項第 1 5 号二、第 62 条の 3 第 4 項第 1	優良住宅新築認定申請手数料 新築住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（1）から（6）まで（現行のとおり）	認定申請のとき	117	租税特別措置法第 28 条の 4 第 3 項第 6 号、同項第 7 号ロ、第 31 条の 2 第 2 項第 1 5 号二、第 62 条の 3 第 4 項第 1	優良住宅新築認定申請手数料 新築住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（1）から（6）まで（略）	認定申請のとき

新		旧	
5号二、第 63条第3 項第6号、 同項第7号 ロ		5号二、第 63条第3 項第6号、 同項第7号 ロ、 <u>第68 条の69第 3項第6号 又は同項第 7号ロ</u> に規 定する住宅 の新築が優 良な住宅の 供給に寄与 するもので あることに ついての認 定の申請に 対する審査	
に規定す る住宅の新 築が優良な 住宅の供給 に寄与する ものである ことについ ての認定の 申請に対す る審査			
備考 規格は、日本産業規格とする。		備考 規格は、日本産業規格とする。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の106の4の項、106の5の項及び106の7の項の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。